

様式4（行政手続条例適用：個票番号301）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月 3日作成

| | |
|------------------|--|
| 処 分 名 | まちおこし補助金の取消等 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸町まちおこし基金条例施行規則 |
| 根 拠 条 項 | 第10条 |
| 根 拠 条 文 | <p>町長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の全部もしくは、一部を取消し又は、返還させることができる。</p> <p>(1) この補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 虚偽の方法によって補助金交付等の措置を受け、又は、受けようとしたとき。</p> <p>(3) 補助金交付等の目的を達成し得ないと認められるとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | 上記根拠条文のとおり。 |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課企画調整係 |
| 備 考 | |

様式4（行政手続条例適用：個票番号302）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

| | |
|------------------|---|
| 処 分 名 | 新産業創造等事業助成金交付決定の取消し等 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸町新産業創造等事業助成規則（平成24年厚岸町規則第23号） |
| 根 拠 条 項 | 第8条 |
| 根 拠 条 文 | <p>町長は、この規則による助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により助成金の対象となる事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又は遂行することができなくなった場合で、特に必要があると認めるとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | <p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町新産業創造等事業助成規則第8条各号のいずれかに該当する者に対して、交付金決定の取り消し等を行う。</p> |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課商工雇用推進係 |
| 備 考 | |

様式4 (行政手続条例適用：個票番号303)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

| | |
|------------------|---|
| 処 分 名 | 職業訓練センター利用の制限 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸町職業訓練センター条例 (平成18年厚岸町条例第5号) |
| 根 拠 条 項 | 第7条 |
| 根 拠 条 文 | <p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 訓練センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | <p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町職業訓練センター条例第7条各号のいずれかに該当する者に対して利用の制限を行う。</p> |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課商工雇用推進係 |
| 備 考 | |

様式4（行政手続条例適用：個票番号304）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

| | |
|---------|--|
| 処 分 名 | 職業訓練センター利用許可の取消し等 |
| 根拠法令名 | 厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第5号） |
| 根拠条項 | 第8条第1項 |
| 根拠条文 | <p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第6条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> |
| 処分基準の内容 | <p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町職業訓練センター条例第8条第1項各号のいずれかに該当する者に対して利用許可の取消し等を行う。</p> |
| 所管部署 | まちづくり推進課商工雇用推進係 |
| 備考 | |

様式4（行政手続条例適用：個票番号305）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

| | |
|------------------|---|
| 処 分 名 | 水産商工業団体等振興補助金交付決定の取消し等 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則（平成元年厚岸町規則第8号） |
| 根 拠 条 項 | 第12条 |
| 根 拠 条 文 | <p>町長は補助金の交付決定を受けた事業者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。</p> <p>(1) この規則に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金を他へ流用したとき。</p> <p>(4) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。</p> <p>(5) その他不正の行為があったとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | <p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則第12条各号のいずれかに該当する者に対して交付決定の取消し等を行う。</p> |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課商工雇用推進係 |
| 備 考 | |

様式4（行政手続条例適用：個票番号306）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月2日作成

| | |
|---------------------|--|
| 処 分 名 | 小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助の推薦の取消し等 |
| 根拠法令名 | 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例（平成14年厚岸町条例第11号） |
| 根拠条項 | 第17条 |
| 根拠条文 | 町長は、第4条及び第11条の規定による申請に不正があったときは、第3条第3号の推薦を取り消し、利子補給等を打ち切り、既に交付した利子補給金等の返還を命ずることができる。 |
| 処分基準 の 内 容 | <p>下記、厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例施行規則に規定する推薦の申請及び利子補給等の申請に不正があったときは、推薦の取消し等を行う。</p> <p>（推薦の申請）</p> <p>第3条 条例第4条に規定する推薦の申請は、別記様式第2号に次に掲げる書類を添えて、厚岸町商工会を經由し町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 商工会の意見書(別記様式第3号)</p> <p>(2) 最近2年の各決算期における財産目録、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(3) 資金の貸付を受けようとする機械等の見積書及びカタログ等</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p> <p>（利子補給及び保証料補助の申請）</p> <p>第5条 条例第11条の規定による利子補給等の申請は、機械等の取得又は改良が完了した月の翌月までに別記様式第5号に定める関係書類を添えて、申請するものとする。</p> |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課商工雇用推進係 |
| 備 考 | |

様式4 (行政手続条例適用：個票番号307)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月2日作成

| | |
|------------------|---|
| 処 分 名 | 味覚ターミナル利用の制限 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例 (平成18年厚岸町条例第4号) |
| 根 拠 条 項 | 第9条 |
| 根 拠 条 文 | <p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、味覚ターミナルの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 味覚ターミナルの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | <p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例第9条各号いずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課観光係 |
| 備 考 | |

様式4（行政手続条例適用：個票番号308）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月2日作成

| | |
|------------------|--|
| 処 分 名 | 味覚ターミナル利用許可の取消し等 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号） |
| 根 拠 条 項 | 第10条第1項 |
| 根 拠 条 文 | <p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第8条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | <p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例第10条第1項各号いずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課観光係 |
| 備 考 | |

様式4 (行政手続条例適用：個票番号309)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月 6日作成

| | |
|------------------|---|
| 処 分 名 | 地域おこし協力隊活動費補助金の取消し等 |
| 根 拠 法 令 名 | 厚岸町地域おこし協力隊活動費補助金交付規則(平成28年厚岸町規則第57号) |
| 根 拠 条 項 | 第9条 |
| 根 拠 条 文 | <p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。</p> <p>(1) この補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 虚偽の方法によって補助金交付等の措置を受け、又は受けようとしたとき。</p> |
| 処 分 基 準 の 内 容 | 上記根拠条文のとおり。 |
| 所 管 部 署 | まちづくり推進課企画調整係 |
| 備 考 | |